第　　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。 2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「　　市宅地造成等工事規制区域」又は「　　市特定盛土等規制区域」等） 　また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等）	第　　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。 2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」等） 　また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」等）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。